

原文

指摘事由 女性議員の努力によってのみ憲法の当該条文が盛り込まれたように誤解するおそれのある表現である。

その結果、日本国憲法に、女性の参政権の確保（第 15・44 条）、両性の本質的平等（第 14 条）、家庭の民主化（第 24 条）が明記された。1948 年に施

修正文

制定された日本国憲法には、女性の参政権の確保（第 15・44 条）、両性の本質的平等（第 14 条）、家庭の民主化（第 24 条）が明記された。1948 年に施